

令和3年4月定例総会議事録

日 時 令和3年4月19日（月） 午前9時32分～午前10時48分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 取消願（農地法第4条による届出）

第2号 農地法第4条による届出

第3号 農地法第5条による届出

第4号 土地改良事業参加資格交替申出

4. 議 案

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第4号議案 買受適格証明願（耕作目的）

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

第8号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第9号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第10号議案 農用地利用集積計画 利用権移転

第11号議案 非農地通知について

5. 閉 会

午前 9 時 32 分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。本日は令和 3 年度最初の総会でありますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

農業面では、山間部では田植の準備がされているようでございます。平たん部でも、時折、黄色い麦が出たところもあります。農繁期ということで、農機具の使い方もだんだん増えてくると思います。機械等には十分注意して、農作業を行っていただきたいといます。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は 22 名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和 3 年 4 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 9 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 19 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 11 件、報告第 4 号 形状変更届 1 件、局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 4 条による届出）1 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出 3 件、局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出 1 件、局長専決処分報告第 4 号 土地改良事業参加資格交替申出 1 件。

議案としては、第 1 号議案 取消願（農地法第 3 条の規定による許可）1 件、第 2 号議案 取消願（農地法第 5 条の規定による許可）1 件、第 3 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請件 6 件、第 4 号議案 買受適格証明願（耕作目的）2 件、第 5 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 4 件、第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 13 件、第 7 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 3 件、第 8 号議案 農用地利用集積計画所有権移転 11 件、第 9 号議案 農用地利用集積計画利用権設定 62 件、第 10 号議案 農用地利用集積計画利用権移転 1 件、第 11 号議案 非農地通知について 21 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は現地調査対象案件がありませんでした。北部は 4 月 9 日に行っております。

また、調査会については、南部が 4 月 12 日、北部が 4 月 13 日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、3番委員の中山委員、4番委員の野田善一委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書26ページ及び27ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番から10番までの審議結果について私から報告します。

令和3年4月15日に開催された第61回常設審議委員会において、佐賀市が意見聴取を行った農地法第5条関係1件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

2

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号2番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっておりますので、〇〇委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、○○委員に一時退室していただき、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書6ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

10

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号10番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、○○委員本人の案件になっておりますので、○○委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、○○委員に一時退室していただき、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書4ページから8ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

2・10を除く1～19

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号2番及び10番を除く、報告番号1番から19番までの17件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページから11ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1～11

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から11番までの11件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第4条による届出）

1

○会長

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第4条による届出）、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出

1

○会長

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書16ページをお開きください。

局長専決処分報告第4号 土地改良事業参加資格交替申出

1

○会長

局長専決処分報告第4号 土地改良事業参加資格交替申出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書17ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

1

○会長

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番は、令和2年7月に許可を行った案件ですが、許可後、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金を調達

できなくなったため、譲渡人、譲受人、双方同意の上で取消願が提出されたものです。

この案件について調査会において審議したところ、取り消し事由はやむを得ないものと判断し、願い出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページ、24ページ及び30ページをお開きください。

第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2

第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

3

○会長

第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番及び、第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号3番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、転用目的を「店舗付住宅」から「一般住宅」へ変更する案件で、一

体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番、及び第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号3番の3件は、転用目的を「店舗付住宅」から「一般住宅」へ変更する案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

まず、第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号3番について、申請地は、「店舗付住宅」として許可を受け、造成工事まで完了していましたが、その後、当時の申請人が教師となったため、店舗付住宅を建築せず、また、許可の取り消しもしないまま現在に至っていました。

今般、許可地に一般住宅を建築したい旨の申出があり、転用目的を変更したく、申請されたものです。

なお、許可地の一部が国道拡幅で収用されたため、その部分について、第2号議案の取消願が提出されています。

次に、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番について、申請人は、現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は近隣に教育施設があり、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。申請面積は、収用分を除いた現況の面積となっています。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、取り消し事由もやむを得ないものと判断し、願い出どおり承認相当、申請どおり許可相当、及び計画どおり承認相当と判断しま

した。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、願い出どおり承認、申請どおり許可、及び、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番については、願い出どおり承認、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番については、申請どおり許可、及び、第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号3番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開きください。

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4・5・6

○会長

審議番号4番から6番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番から6番までの3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から6番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

第4号議案 買受適格証明願（耕作目的）

1・2

○会長

第4号議案 買受適格証明願（耕作目的）、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の願出人は、現在、約9反を耕作されており、願出地の近隣でも耕作されていることから、今般、経営規模を拡大したく、願い出されたものです。

地元農業委員の説明などから、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願い出どおり証明相当として、総会へ送ることに決定したものです。

審議番号2番については、願出人が県外に居住していることから、調査会において願出人説明を求めました。願出人は、現在、約2反を耕作されていますが、今般、経営規模を拡大したく願い出されたものです。

委員より、願出人の農業経験について確認したところ、農家に生まれ、30歳くらいまで農業に携わっていたため、経験は十分にあるとの回答を得ました。

さらに委員より、願出地までの通作時間が30分以上掛かることから、農業用機械について確認したところ、願出人から、最初は自宅から運搬するが、いずれは願出地の近隣に農業用倉庫を設けたいと考えているとの回答を得ました。

また、地元委員より、願出地周辺は、地域でこまめに農地等を管理している地区であるため、周辺と同様の水準で管理を求められることについて確認したところ、基本的には自分で管理するが、できない部分があれば地元の協力者を探し対応したいとの回答を得ました。

加えて、委員より、営農計画書に記載された管理協力者が久保泉地区の農家で、願出地から離れた地域の人であることについて確認したところ、地元の人と相談したい旨の回答を得

ました。

その他、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願い出どおり証明相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、願い出どおり証明することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、願い出どおり証明することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農家住宅の敷地の一部であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・3・4

○会長

審議番号2番から4番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「通路の拡幅」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、自宅への通路が狭く、農業用機械も大きくなっていることから、通行に支障があるため、申請地を通路として拡幅したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、家族が増えて駐車場が不足しているため、新たに駐車場を整備したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農業施設」の、農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は、米、玉ねぎを中心に約10ha耕作されている農家ですが、現在使用している保管用倉庫が

手狭になったことに加え、乾燥設備も無いため、新たに農業用倉庫の建設を計画したところ、申請地は、所有する農地に近く、交通の便も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

1点だけ伺います。

通路の拡幅ということで出ておりますけれども、既存の通路は、私道路ですか、それとも里道とか、そういうことになっているのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○会長

事務局。

○事務局

通路の入り口までは里道ですが、その先の斜めになっている部分は私道です。

○委員

斜めが私道ですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書24ページ及び29ページをお開きください。

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1・2

○会長

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の3件は、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

まず、第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番について、申請地は「分家住宅」として許可を受けていましたが、その土地の一部は、実家の敷地として今後も使用することから、「分家住宅」の敷地面積を減らしたく、申請されたものです。

なお、減らした部分については、「分家住宅」から実家の「農家住宅の敷地拡張」として事業承継したく、第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号2番、及び第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番として申請がなされています。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当及び計画どおり承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可、及び計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番については、申請どおり許可、及び、第7号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の2件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページ及び25ページをお開きください。

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3・4・5・6

○会長

審議番号3番から6番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号3番及び4番の2件は、転用目的が「農業用倉庫」及び「排水管理設工事（一時

転用)」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

まず、審議番号3番について、申請人は農業を営んでいます、自宅敷地の農業用倉庫が手狭となったため、申請地に農業用倉庫を新設したく、申請されたものです。

また、審議番号4番については、審議番号3番の農業用倉庫からの雨水排水管を埋設するにあたり、申請地で掘削工事を行いたく、一時転用申請されたものです。

委員より、自宅から申請地までの距離と、自宅の近隣に建築できない理由を確認したところ、地元委員から、申請地は、自宅から直線距離で500mほどの所にあり、自宅は住宅に囲まれた集落内で、適地が確保できなかったことから、これまで利用権で耕作していた農地の一部に建設することを計画されたとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号4番については農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、審議番号3番は、「農業用施設」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（a）。

審議番号4番は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のbと決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は現在、家族3人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に隣接しており、両親の面倒を看る上で適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番も、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は、現在、家族3人で実家に居住していますが、今般、分家住宅の建築を計画したところ、申請地は、実家に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「農業用倉庫」と、その「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページから28ページまでをお開きください。

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7・8・9・10・11・12・13

○会長

審議番号7番から13番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号7番から10番までの4件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接しており、市中心部への交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地南側水路から申請地西側水路へ通じる暗渠管が狭いことについて確認したところ、地元との協議により中央の水路から東側6棟分は申請地東側水路に放流し、西側7棟分を中央の水路に放流することになっており、流量に問題はなく市との協議も終わっているが、今後問題が生じた場合は、再度、市と協議して適切に対応する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、申請地の南側に二世帯家族で居住していますが、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在市外に居住していますが、勤務先が市内であることから住宅の建築を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地は、一般住宅の建築が計画されていますが、それに先立ち、埋蔵文化財の試掘調査を行いたく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この7件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番から10番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番から10番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書31ページから33ページまでをお開きください。

第8号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～11

○会長

第8号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から11番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から11番までの11件：42,156㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この11件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から11番までの11件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書34ページから41ページまでをお開きください。

第9号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～38

○会長

第9号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から38番までの38件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から38番までの38件

新規 9件： 70,160㎡

更新 29件： 180,020㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、議案書36ページをお開きください。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありました38件のうち、審議番号14番については、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当し

ます。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号14番を除く、審議番号1番から38番までの37件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この37件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この37件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番を除く、審議番号1番から38番までの37件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書43ページをお開きください。

第9号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

44

○会長

審議番号44番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号44番の

更新 1件： 1,448㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号44番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書45ページをお開きください。

第9号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

50

○会長

審議番号50番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号50番の

更新 1件： 750㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号50番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書41ページから48ページまでをお開きください。

第9号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

44・50を除く39～62

○会長

審議番号44番及び50番の2件を除く、審議番号39番から62番までの22件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号44番及び50番を除く、審議番号39番から62番までの22件

新規 4件： 36,296㎡

更新 18件： 117,465㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この22件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号44番及び50番の2件を除く、審議番号39番から62

番までの22件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書49ページをお開きください。

第10号議案 農用地利用集積計画 利用権移転

1

○会長

第10号議案 農用地利用集積計画 利用権移転、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の1件：6,935㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書50ページから52ページまでをお開きください。

第11号議案 非農地通知について

1～21

○会長

第11号議案 非農地通知について、審議番号1番から21番までの21件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から21番までの21件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この21件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から21番までの21件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年4月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年4月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時48分 閉会